

温泉保養センター休館のお知らせ

日ごろ、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。
10月3日(月)～5日(水)の3日間、設備点検などを実施するため、休館とさせていただきます。

しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いいたします。



殺そ剤の空中散布の実施

森林に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 散布実施日 10月下旬～11月上旬
- 散布区域 訓子府町町有林および民有林一円
- 殺そ剤の種類 「リン化亜鉛10」で、農薬取締法による登録を受けている農薬

- 散布面積および散布量
 - ・面積 296 ha
 - ・散布量 1 ha当たり（周辺を含む）0.8 kg。全体で241 kg
- 事業実施者 訓子府町、新生紀森林組合
- 問合せ ・農林商工課経済林務係
・新生紀森林組合（☎52-3536）

林地開発許可制度

森林の開発行為については、森林法により事前の届け出が必要となっています。1 haを超える場合は、知事の許可が必要となります。（1 ha未満は、町への届け出が必要です）

これは、森林が土砂崩れや洪水などの災害防止機能や水資源確保への機能など環境の保全機能を持っており、この機能を阻害しないよう適切な開発行為を行うことにより森林の保全を図るためです。

開発行為に当たる行為として「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」が挙げられます。

- ①開発面積が1 haを超えるもの
- ②道路だけをつくる場合には、幅員が3 mを超え、かつ、法面などを含めた開発面積が1 haを超えるものについては、北海道への届け出が必要です。1 ha未満でも、対象森林を開発する場合は町への届け出が必要となります

※開発が複数年にまたがって実施され、最終的に開発の面積が1 haを超える場合には、北海道への届け出が必要となります。

開発する前に、まず対象となるかどうかご相談ください。

- 問合せ
・農林商工課経済林務係
・オホーツク総合振興局林務課森林保全係（☎0152-41-0651）

■問合せ 農林商工課経済林務係（☎47-2116 役場2階 窓口13番）

令和5年二十歳の式典開催

令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなったことに伴い、町では成人式の対象年齢や名称について協議しました。

対象年齢につきまして、18歳は高校卒業の直前であり、進学や就職などを控えているため、式典に参加できない方が多いと予想されること、また、20歳の時期であれば、それぞれ進学や就職した方が地元に戻り、友人と旧交を温めるのに適していると考え、町では、今までと同様に年度内に20歳を迎える方を対象に式典を行います。

また、式典の名称も今後18歳で成人を迎えた方が対象年齢を誤解し、混乱を招く恐れがあることから、「成人式」から「二十歳の式典」に変更します。

変更後の名称については、町出身の今年度二十歳を迎える方々に意見を求めた結果「式典らしい名称が良い」という声があり、「二十歳の式典」となりました。

訓子府町長 菊池 一春
訓子府町教育委員会教育長 林 秀貴

- 開催日 令和5年1月8日(日)受付12時、式典13時
- ところ 町公民館
- 対象者

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
※12月上旬に本町に住所のある方には案内状を送付予定です。町外に住所のある方で参加を希望される方は11月30日までに下記へご連絡ください。また、詳細については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて内容を協議し、周知します。



■問合せ 社会教育課社会教育係（☎47-2121 町公民館内）

木のおもちゃで遊ぼう！くんねっぷ木育ランド

- とき 10月22日(土)11時～16時
10月23日(日)10時～16時
- ところ 町公民館（訓子府町東町400番地）
- 入場料 無料

木工体験コーナー 各日先着50人
オリジナルのルームプレートを作ってみましょう



オホーツク木のプラザから木製遊具がやってきます！

もくば・パズル・スマートボール・つりぼり・滑り台・積み木・引きクルマ・キッズハウス・輪投げなど
※一部変更となる場合があります。

■問合せ オホーツク木のプラザ（☎25-1331）